

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表
(風水害対策編)

新旧対照表 P1-P2

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（風水害対策編）

頁	旧	新	備考
風水害-6	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画 河川については、市のほぼ中央を1級河川狩野川が蛇行北流し、西から山田川・修善寺川・柿木川・船原川・吉奈川・持越川、東から古川・大見川・長野川の急流河川がこれに合流している。また、県内でも多雨地域である天城山系に属しているため、月平均200mmを超える降水量があり、過去に狩野川台風（昭和33年9月）、集中豪雨（昭和36年6月）等の災害が起こっている。このため狩野川放水路の建設をはじめとして、国、県、市のそれぞれにより治水事業を進めているが、今後より一層の整備促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画 (略)</p> <p>2 保全事業 <u>(1) 八木沢小池地区、海岸侵食対策の整備を進める。</u> <u>(2) 国、県における防災事業については、海岸防潮堤に併せ、水門の整備を関係機関に要望し早期完成を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 港湾・漁港保全災害防除計画 (略)</p> <p>第5節 道路・橋りょう災害防除計画 (略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画 (略)</p> <p>第7節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>第8節 林道災害防除計画 (略)</p> <p>第9節 農地・農業用施設災害防除計画 (略)</p> <p>第10節 倒木被害防除計画 (略)</p> <p>第11節 盛土災害防除計画</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画 河川については、市のほぼ中央を1級河川狩野川が蛇行北流し、西から山田川・修善寺川・柿木川・船原川・吉奈川・持越川、東から古川・大見川・長野川の急流河川がこれに合流している。また、県内でも多雨地域である天城山系に属しているため、月平均200mmを超える降水量があり、過去に狩野川台風（昭和33年9月）、集中豪雨（昭和36年6月）等の災害が起こっている。このため狩野川放水路の建設をはじめとして、国、県、市のそれぞれにより治水事業を進めているが、今後より一層の整備促進を図るとともに、<u>既存施設の改良や維持補修についても促進していく。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画 (略)</p> <p>2 保全事業 国、県における防災事業については、海岸防潮堤に併せ、水門の整備を関係機関に要望し早期完成を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(略) 第4節 港湾・漁港保全災害防除計画 (略)</p> <p>第5節 道路・橋りょう災害防除計画 (略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画 (略)</p> <p>第7節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>第8節 林道災害防除計画 (略)</p> <p>第9節 農地・農業用施設災害防除計画 (略)</p> <p>第10節 倒木被害防除計画 (略)</p> <p>第11節 盛土災害防除計画</p>	<p>狩野川放水路など既存施設の改良・維持補修を促進していく。</p> <p>整備が完了したことに伴い記載を削除</p>
風水害-8	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画 河川については、市のほぼ中央を1級河川狩野川が蛇行北流し、西から山田川・修善寺川・柿木川・船原川・吉奈川・持越川、東から古川・大見川・長野川の急流河川がこれに合流している。また、県内でも多雨地域である天城山系に属しているため、月平均200mmを超える降水量があり、過去に狩野川台風（昭和33年9月）、集中豪雨（昭和36年6月）等の災害が起こっている。このため狩野川放水路の建設をはじめとして、国、県、市のそれぞれにより治水事業を進めているが、今後より一層の整備促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画 (略)</p> <p>2 保全事業 <u>(1) 八木沢小池地区、海岸侵食対策の整備を進める。</u> <u>(2) 国、県における防災事業については、海岸防潮堤に併せ、水門の整備を関係機関に要望し早期完成を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 港湾・漁港保全災害防除計画 (略)</p> <p>第5節 道路・橋りょう災害防除計画 (略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画 (略)</p> <p>第7節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>第8節 林道災害防除計画 (略)</p> <p>第9節 農地・農業用施設災害防除計画 (略)</p> <p>第10節 倒木被害防除計画 (略)</p> <p>第11節 盛土災害防除計画</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 過去の顕著な災害 (略)</p> <p>第2節 予想される災害と地域 (略)</p> <p>第2章 災害予防計画 (略)</p> <p>第1節 総則 (略)</p> <p>第2節 河川災害予防計画 河川については、市のほぼ中央を1級河川狩野川が蛇行北流し、西から山田川・修善寺川・柿木川・船原川・吉奈川・持越川、東から古川・大見川・長野川の急流河川がこれに合流している。また、県内でも多雨地域である天城山系に属しているため、月平均200mmを超える降水量があり、過去に狩野川台風（昭和33年9月）、集中豪雨（昭和36年6月）等の災害が起こっている。このため狩野川放水路の建設をはじめとして、国、県、市のそれぞれにより治水事業を進めているが、今後より一層の整備促進を図るとともに、<u>既存施設の改良や維持補修についても促進していく。</u></p> <p>(略)</p> <p>第3節 海岸保全災害防除計画 (略)</p> <p>2 保全事業 国、県における防災事業については、海岸防潮堤に併せ、水門の整備を関係機関に要望し早期完成を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(略) 第4節 港湾・漁港保全災害防除計画 (略)</p> <p>第5節 道路・橋りょう災害防除計画 (略)</p> <p>第6節 土砂災害防除計画 (略)</p> <p>第7節 山地災害防除計画 (略)</p> <p>第8節 林道災害防除計画 (略)</p> <p>第9節 農地・農業用施設災害防除計画 (略)</p> <p>第10節 倒木被害防除計画 (略)</p> <p>第11節 盛土災害防除計画</p>	<p>整備が完了したことに伴い記載を削除</p>

令和5年度 伊豆市地域防災計画 新旧対照表（風水害対策編）

風水害-13	<p>(1) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>(2) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>第12節 避難情報の事前準備計画 (略)</p> <p>第13節 避難誘導体制の整備計画 (略)</p> <p>第14節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>第15節 自主防災活動 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 伊豆市災害対策本部 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>第4節 水防組織 (略)</p> <p>第5節 指定水防管理団体、水防機関 (略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報 (略)</p> <p>第7節 非常配備体制 (略)</p> <p>第8節 水防信号及び水防標識 (略)</p> <p>第9節 重要水防箇所 (略)</p> <p>第10節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送 (略)</p>	<p>(1) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。</p> <p>(2) 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>第12節 避難情報の事前準備計画 (略)</p> <p>第13節 避難誘導体制の整備計画 (略)</p> <p>第14節 防災知識の普及計画 (略)</p> <p>第15節 自主防災活動 (略)</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 伊豆市災害対策本部 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・伝達 (略)</p> <p>第3節 広報活動 (略)</p> <p>第4節 水防組織 (略)</p> <p>第5節 指定水防管理団体、水防機関 (略)</p> <p>第6節 水防に関する予警報 (略)</p> <p>第7節 非常配備体制 (略)</p> <p>第8節 水防信号及び水防標識 (略)</p> <p>第9節 重要水防箇所 (略)</p> <p>第10節 水防用資機材及び設備の整備運用並びに輸送 (略)</p>	<p>県地域防災計画と整合 最近の防災に関する施策の進展を踏まえた修正</p> <p>県地域防災計画と整合 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の施行（令和5年5月）を踏まえた修正</p>
--------	---	--	--